

江戸川区河川敷施設維持管理業務委託
仕様書（河川敷緑地）

江 戸 川 区

目 次

第 1	本書の位置付け	1
第 2	施設概要および基本事項	2
	1 施設概要 別紙 1 ～ 3	2
	2 基本事項	2
第 3	緑地維持管理に関する業務	3
	1 除草・草刈り業務 別紙 6、7 参照	3
	2 清掃業務	3
	3 日常点検および軽微な補修	5
第 4	緊急時などに関する業務	6
	1 緊急時の対応	6
	3 台風、高潮などの洪水対策	6
	4 災害・事故などへの対応	6
	5 保安対策	6
第 5	事業管理に関する業務	6
	1 年間事業計画書の作成	6
	2 月次報告書の作成	6
第 6	その他	7
	1 管理体制の整備など	7
	2 個人情報の保護	7
	3 環境への配慮	7
	4 その他の留意事項	7

第1 本書の位置付け

本書は、江戸川区が委託する江戸川区河川敷施設維持管理業務委託（以下「本業務」という。）管理運営に関し、仕様を定めるものであり、受託事業者（以下「事業者」という。）は、本仕様書に基づき本業務を誠実に実施するものである。

第2 施設概要および基本事項

1 施設概要 別紙1～3

施設名：荒川河川敷緑地（荒川水系荒川右岸河川敷緑地）

場 所：江戸川区平井7丁目地先～小松川4丁目地先

- ・芝生広場（上・中・下流、水上ステーション）
- ・多目的広場 58,147 m²
- ・手洗所

施設名：江戸川河川敷緑地（利根川水系江戸川右岸河川敷緑地）

場 所：江戸川区北小岩8丁目地先～篠崎町1丁目地先

- ・小岩緑地②、④及び篠崎緑地⑦ 71,522 m²
- ・小岩緑地①、③ 55,034 m²
- ・小岩緑地⑥及び篠崎緑地⑧、⑨、⑩ 152,622 m²
- ・緊急河川敷道路脇 3,625 m²
- ・手洗所

施設名：旧江戸川広場（旧江戸川河川敷内）

場 所：江戸川区江戸川1丁目37番地先

- ・手洗所

2 基本事項

- （1）事業者は当該施設の管理業務、清掃業務、その他、必要により区の指示する事項及び調査などをその責任において履行するものとする。
- （2）事業者は業務の実施にあたり密に区と連携を取り、当該業務を適正に履行すること。また、事業者は、当該施設における人員配置については、多種にわたる業務を適正に遂行することができるよう適切な配置に努めることとする。
- （3）事業者は定期的に施設を巡回し、施設状況の現状把握に努め、破損・異常箇所が見受けられる場合は速やかに区に報告し、修理などの相談を行うこととする。
- （4）各種リース料金または購入費、各種消耗品費、修繕費、燃料費、管理費、自賠責保険などは受託事業者にて支払うこととする。
- （5）電気料金は区で支払うが、事業者は節電に努めることとする。

第3 緑地維持管理に関する業務

1 除草・草刈り業務 別紙6、7参照

トラクター・草刈り機により定期的に除草・草刈りを行い、利用者が安全で快適に利用できる状態を維持すること。

(1) 日常手入れ

施設および設備の機能と環境を維持し、本施設におけるサービスの提供が常に円滑に行われるよう、施設および設備の保守管理業務を行うこと。

① 荒川河川敷緑地

- ・自由広場（上・中・下流、水上ステーション）、多目的広場 年14回

② 江戸川河川敷緑地

- ・小岩緑地②、④及び篠崎緑地⑦ 年14回
- ・小岩緑地①、③ 年9回
- ・小岩緑地⑥及び篠崎緑地⑧、⑨、⑩ 年7回
- ・緊急河川敷道路脇（緑地に準じた回数、別紙7のその他箇所は年7回）

(2) 随時手入れ

(1)の日常手入れのほか、区が連絡した場合および事業者が必要とした場合は、直ちに除草・草刈りを行うこと。

2 清掃業務

(1) 手洗所清掃 別紙4～5参照

利用者が常に良好な状態で手洗所を利用できるように清掃を行い、施設、備品、器具などが常に清潔な状態に保たれるようにすること。清掃はできる限り利用者の妨げにならないよう配慮しながら実施し、消耗品は常に補充された状態にすること。

① 清掃面積

- ・手洗所清掃作業面積別ランク表

ランク	面積	荒川河川敷緑地	江戸川河川敷緑地
A	3㎡未満	なし	5棟
B	3㎡以上5㎡未満	なし	9棟
C	5㎡以上10㎡未満	1棟	なし

② 清掃回数

- ・1日1回とする。清掃日は別紙4及び別紙5のとおり。

③ 清掃内容

ア 日常清掃

- ・手洗所内部の便器・床・タイル部分・手洗器・置台などの清掃は洗剤を使用すること。ただし、手洗所の現状および、し尿浄化槽などの機能を損なわないように注意すること。
- ・異臭に注意して、原因となる尿石の除去を随時行うこと。
- ・トイレットペーパーは江戸川区資源リサイクル事業協同組合のものを使用し、4/5以上使用されている場合は、新しいものと交換し、使用済みのものは回収すること。なお、ペーパーホルダーの芯が破損したり、紛失したりしている

場合はその都度取り付けること。

イ 週 1 回清掃

- ・アの日常清掃において、週 1 回は特に注意し、害虫駆除およびクモの巣払いなどを行うこと。

ウ 特別清掃

- ・アの日常清掃において、毎月 1 回（年間 12 回）は、手洗所内部の内壁、天井および外壁などの外側の水洗い清掃を行うこと。その他、日常清掃で補えない部分（照明器具の清掃、高所の清掃など）を行うこと。ただし、汚れがひどい場合はその都度行うこと。

エ 随時清掃

- ・区が連絡した場合は、指示に従って直ちに清掃を行うこと。

オ 無水小便器（環境 3）については、水を使用しないで専用のクリーナー使用で行うこと。

清掃作業点検表の掲示

- ・手洗所内に清掃作業点検表を掲示し、清掃作業終了後は該当する清掃作業日に捺印すること。

④ 清掃実施報告書の提出

- ・清掃日の実施日時についての報告書を毎月まとめて翌日の 7 日までに提出すること。
- ・清掃後の現場写真を毎月 1 回撮影し、上記報告書に添付すること。

⑤ 清掃作業表の提出

- ・次のア～ウの事項を記入した清掃作業表を提出すること。

ア 作業巡回および予定時間表

イ 作業班の編成表（人員・氏名）

ウ 清掃従事者の履歴書（写真付き）

⑥ 悪臭およびつまりなどの修繕

- ・強い悪臭および便器のつまりなどがある場合は、早急に改善・修繕することとする。

⑦ その他

- ・清掃時に施設破損および異常がある場合は、直ちに区へ連絡すること。

（２）し尿収集運搬処理

利用者が常に良好な状態で手洗所を利用できるよう、し尿収集運搬処理を行うこと。

① 対象手洗所

- ・（１）の①

② 収集方法

- ・バキューム車による汲み取り

③ 収集日

- ・毎週金曜日に確認の上、汲み取ること（少量の場合、次週でも可能）。
- ・利用が多い場合には、区より前日までに緊急要請を行うことがある。

④ 収集量

- ・ 令和3年度～令和7年度の平均収集量

ア 荒川河川敷緑地 23,107 t イ 江戸川河川敷緑地 158,169 t

令和9年度は、200,000 t を想定する

(3) その他

- ① 別紙8「江戸川区河川敷施設維持管理における廃棄物等の取扱いについて」を遵守すること。
- ② 本契約の事業範囲を証するものとして、一般廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証、（特別管理収集運搬業許可証）の写しを提出すること。
- ③ 本作業にディーゼル車を使用する際は、規制適合車を使用すること。
- ④ 作業にあたっては、事故防止に十分注意を払い、道路上にごみが飛散しないなどの措置を講じること。
- ⑤ 本作業に要する全ての用具および資材は、事業者が用意すること。

3 日常点検および軽微な補修

- (1) 緑地および緑地に設置された施設（遊具・水上ステーションなど）について、日常点検を行う。点検で不良箇所（わだち、水たまり、ネジの緩みなど）を発見した場合は、砕石や岩瀬砂、専用工具等で速やかに補修を行い、利用者が安全で快適に利用できる状態を維持すること。
- (2) ゴミ（粗大ゴミを含む）や放置自転車は所定の手続きの後、回収、処分すること。
- (3) 水上バスの夜間利用に伴い、引込盤の操作（タイマーセット、電源の入切など）が必要な場合は、区からの連絡により対応すること。
- (4) 大規模な補修が必要な場合は、速やかに区へ連絡すること。
- (5) 小岩菖蒲園まつり期間中、区の指示通り、駐車場及び駐輪場の区画割りを行うこと。
- (6) 小岩菖蒲園まつり期間の開始にあたり、会場看板（支給材）を設置し、終了後撤収すること。 別紙9参照

臨時駐輪場看板2基、小岩菖蒲園入口看板2基

- (7) 小岩菖蒲園まつり期間の土曜日、日曜日において、会場等警備を行うこと。

別紙10、11参照

警備時間：8時30分～17時00分

人員配置：1日あたり常時9名以上

現場警備責任者（雑踏警備有資格者）を置き、現場警備責任者が警備員の配置に関して掌握すること。

警備内容及び1時間ごとの来園者数について、報告書を作成し提出すること。

別紙12、13参照

- (8) 小岩菖蒲園まつり期間の土曜日、日曜日において、小岩菖蒲園バス停留場用に日除け用テント（幅3.6m×奥行2.7m×高さ2.6m）2基を設置すること。

別紙14参照

テントは、その日ごとに運搬・組立・設置・片付けを行うこと。

(9) 施設点検を出水期(6～10月)においては1回/月、非出水期(5月、11月～3月)においては1回/2ヶ月の頻度(4月、12月、2月提出)で行い、5月には年点検を行うこと。

(10) AEDの日常点検及び消耗品の交換作業を適宜行うこと。

第4 緊急時などに関する業務

1 緊急時の対応

事業者は、緊急な事態および処理が困難と判断する場合は速やかに区へ連絡し、その指示に従うこと。

2 急病などへの対応

事業者は、利用者に急な病気、けがなどが発生した場合に備え、近隣医療機関などの救急連絡先を備え付け、的確な対応を行うとともに区へ報告すること。

3 台風、高潮などの洪水対策

事業者は、区および関係機関から気象情報の収集を適宜行い、必要に応じて河川敷を確認し状況を報告すること。河川が増水し、グラウンドおよび緑地などに出水の恐れがあると判断した場合は、区と連携し必要な対応を行うこと。洪水又は暴風雨、地震、雷等により異常が確認された場合は、区の指示に従い臨時点検を行うこと。

4 災害・事故などへの対応

事業者は、災害・事故などが発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な処置をとるとともに区と連携し、二次災害の防止に努めること。なお、速やかにその経緯を書面にて区へ報告すること。

5 保安対策

事業者は、本施設の防犯・防火および防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保すること。施設内を巡回点検する際に不審者などを発見した場合は、適切な対応をするとともに、必ず区へ報告すること。

第5 事業管理に関する業務

1 年間事業計画書の作成

- (1) 事業者は、業務執行にあたり、区と事業者で協議の上、年間事業計画書を作成し、契約後速やかに区に提出すること。
- (2) 河川法の手続きが必要な資料については、記入漏れのないように作成し、遅延なく区に提出すること。

2 月次報告書の作成

事業者は、月ごとに業務実施日の作業内容およびし尿処理量などを取りまとめ、状況写真および処分場が発行する伝票(写し)を添付の上、翌月7日までに月次報告書を区に提出すること。なお、作業内容が確認できる状況写真は、着手前、作業中、完了後でそれぞれ撮影すること。

3 施設点検表の作成

事業者は、施設点検後、区の定める「江戸川区利根川水系江戸川右岸施設維持管理計画」及び「江戸川区荒川水系荒川右岸施設維持管理計画」に基づいた点検表を作成し、速やかに区に提出すること。

第6 その他

1 管理体制の整備など

(1) 管理運営体制

事業者は、本事業を円滑かつ適切に遂行することが可能な維持管理・運営体制を構築すること。

(2) 連絡体制

事業者は、管理に必要となる情報通信機器（パソコン・プリンター・トランシーバー・携帯電話）などを用意し、区との円滑な連絡体制を整えること。

(3) 服務

事業者は、従事する全ての職員に対して公益使命を自覚させ、制服・名札・腕章などの着用、来場者に満足を与える接遇（服装、身だしなみ、言葉づかいなど）を徹底すること。

2 個人情報の保護

事業者は、個人情報保護法および個人情報の保護に関する法律及び個人情報保護に関する特約条項、江戸川区情報セキュリティポリシー等を遵守し、個人情報の漏えいがないようにすること。また、業務上知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。これらは委託業務の受託終了後ならびに従事者が職務を退いた後においても同様とする。

3 環境への配慮

事業者は、江戸川区第六次環境行動計画に基づき、省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した取り組みに努めること。なお、区が実施する取り組みには、積極的に協力すること。

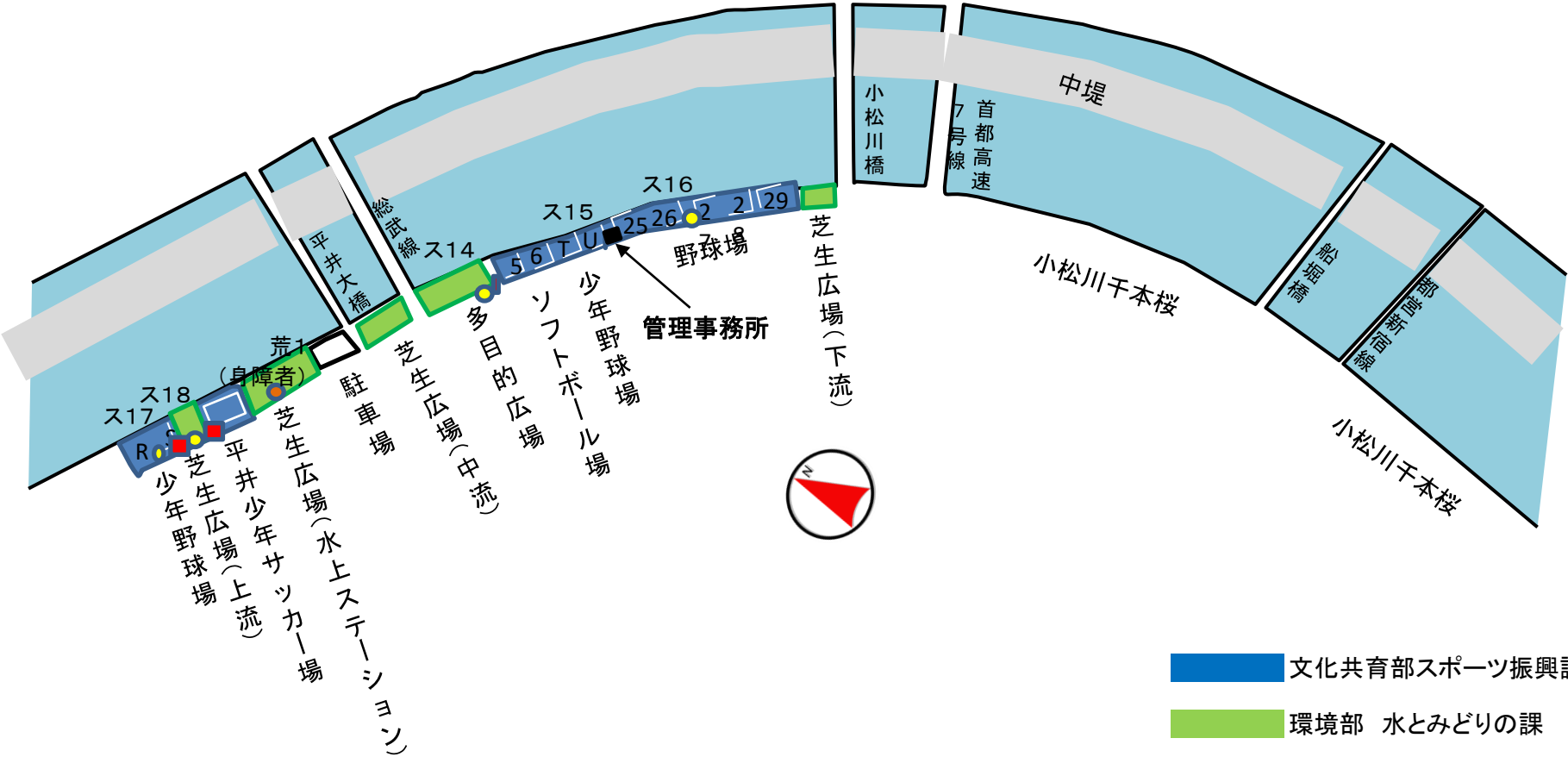
4 その他の留意事項

(1) 業務を遂行する上で、関連する法規がある場合には、それらを遵守すること。

(2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合および仕様書に定めがない事項については、区と協議の上、決定する。

(別紙 1) 河川敷地図 (荒川)

- スポーツ振興課管理トイレ(新型) 10棟
- 環境部水とみどりの課管理トイレ(身障者用) 1棟
- 倉庫

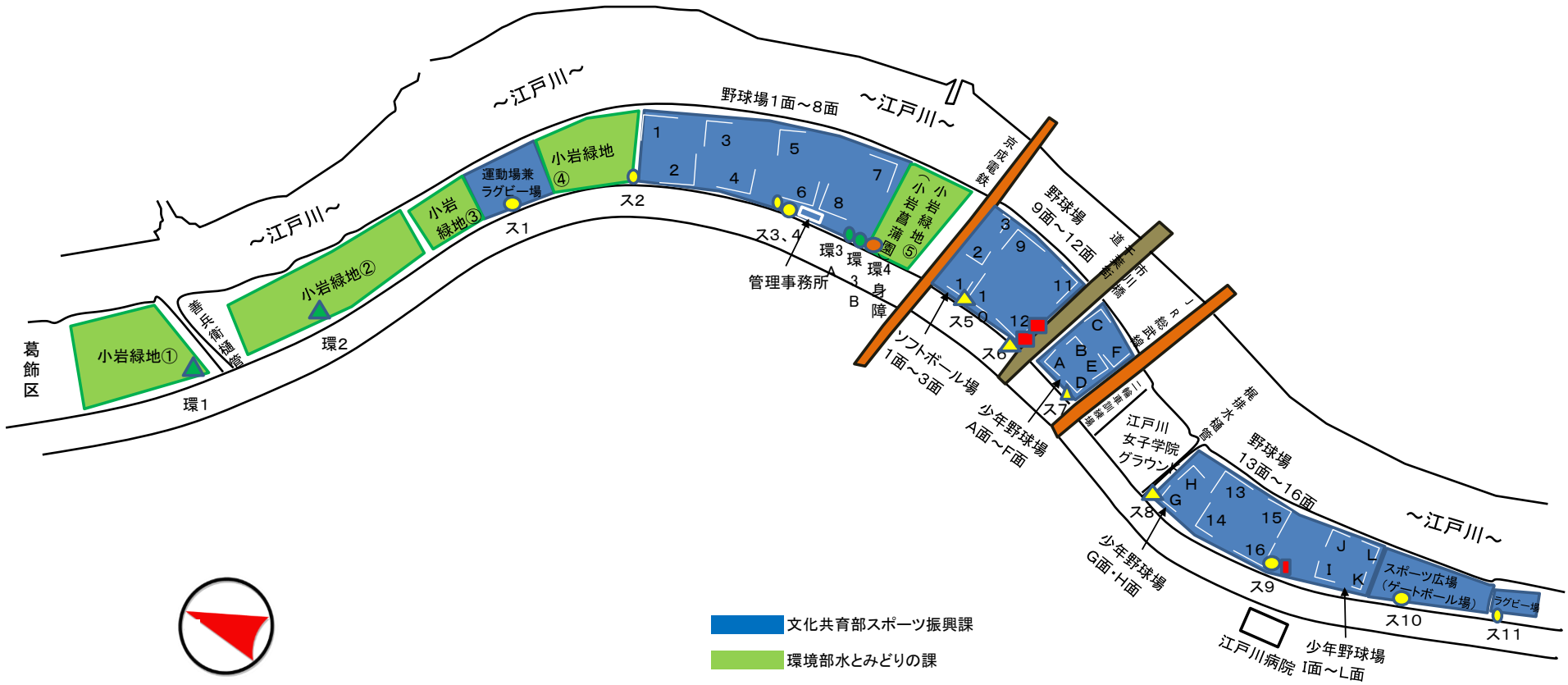


(別紙2) 河川敷地図(江戸川小岩方面)

- 文化共育部管理手洗所(新型) 14棟
- ▲文化共育部管理手洗所(旧型) 4棟
- 環境部管理手洗所(新型) 2棟
- ▲環境部管理手洗所(旧型) 2棟
- 環境部管理手洗所(身障者用新型) 1棟
- 物品倉庫

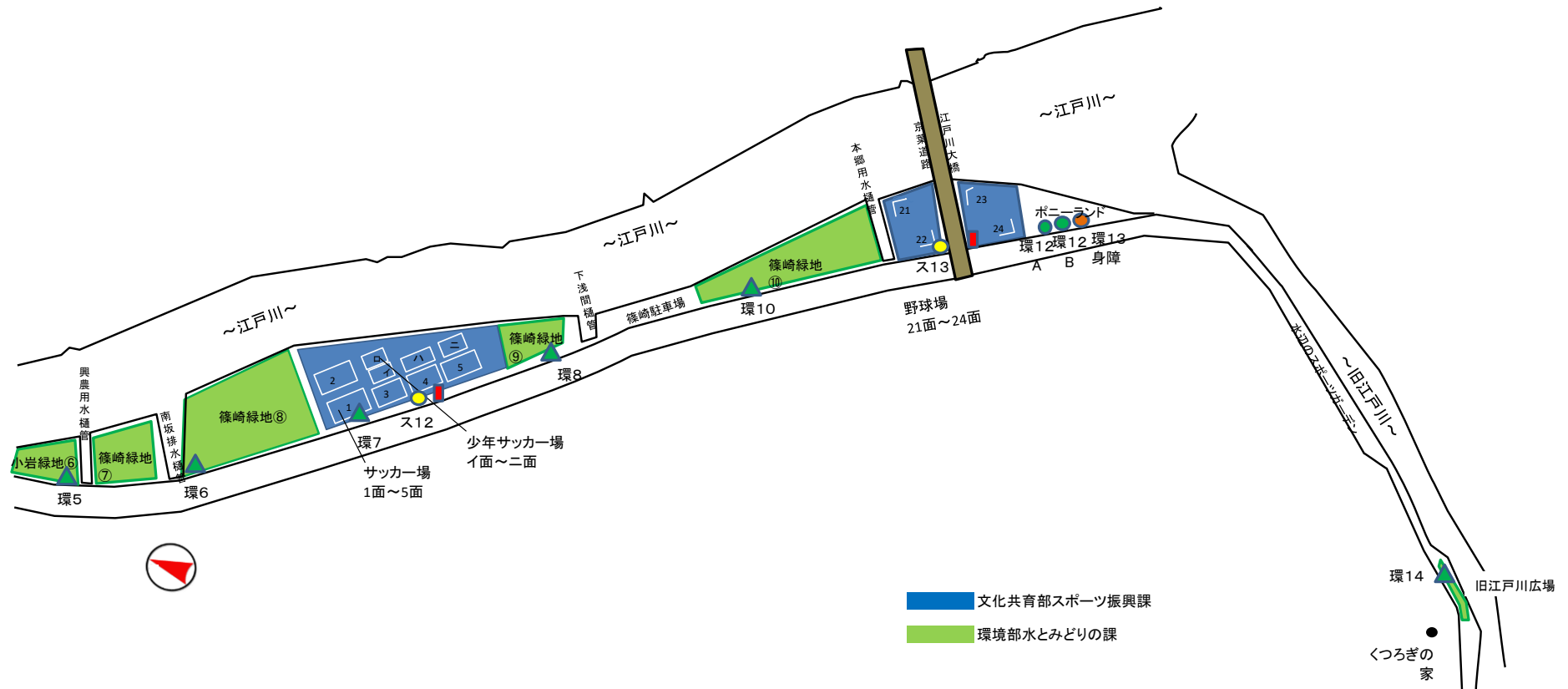
江戸川河川敷・旧江戸川広場手洗所

	合計	備 考
文化共育部管理手洗所	22棟	H20年度建替え(新型)18棟、(旧型)4棟
環境部管理手洗所	14棟	H21年度建替え(新型)4棟、(身障者用トイレ)2棟、(旧型)8棟



(別紙3)河川敷地図(江戸川篠崎方面、旧江戸川)

- 文化共育部管理手洗所(新型) 4棟
- 環境部管理手洗所(新型) 2棟
- ▲環境部管理手洗所(旧型) 6棟
- 環境部管理手洗所(身障者用新型) 1棟
- 物品倉庫



(別紙4) 手洗所清掃作業 施設一覧(荒川)

番号	箇所名	設置箇所	清掃日	清掃内訳				便器数			特記事項	処理方法
				棟数	面積 ㎡	清掃 ランク	構造	大便	小便	手洗		
1	平井運動公園 (荒1 身障者)	平井6-90先(水上ステーション横)	4~10月は月水木土 11~3月は月水金	1	5.75	C	FRP	1	1	1	男女共用(洋)1・小便器1	汲取

(別紙5) 手洗所清掃作業 施設一覧(江戸川・旧江戸川)

番号	箇所名	設置箇所	清掃日	清掃内訳				便器数			特記事項	処理方法
				面積㎡	ランク	棟数	構造	大便	小便	手洗		
1	小岩緑地 (環一)	小岩緑地① (善兵衛樋管上流)	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	4.82	B	1	FRP	2	2	1	小便器2 男女共用(和)1・(洋)1	汲取
2	小岩緑地 (環二)	小岩緑地② (円形ラダー付近)	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	4.82	B	1	FRP	2	2	1	小便器2 男女共用(洋)2	汲取
3	小岩緑地 (環一3A)	小岩緑地⑤ (小岩菖蒲園横)	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	2.91	A	1	鉄骨	0	2	2	小便器2	汲取
4	小岩緑地 (環一3B)	小岩緑地⑤ (小岩菖蒲園横)	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	2.91	A	1	鉄骨	2	0	2	男女共用(洋)1・女子(洋)1	汲取
5	小岩緑地 (環一4身障者)	小岩緑地⑤ (小岩菖蒲園横)	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	4.87	B	1	鉄骨	1	0	1	男女共用(洋)1	汲取
6	小岩緑地 (環一5)	小岩緑地⑥ (興農樋管上流側)	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	4.82	B	1	FRP	2	2	0	小便器2 男女共用(和)2	汲取
7	篠崎緑地 (環一6)	篠崎緑地⑧ (ビオトープ下流側)	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	4.82	B	1	FRP	2	2	1	小便器2 男女共用(和)1・(洋)1	汲取
8	篠崎緑地 (環一7)	篠崎緑地⑧ (サッカー場横)	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	4.82	B	1	FRP	2	2	0	小便器2 男女共用(洋)2	汲取
9	篠崎緑地 (環一8)	篠崎緑地⑨ (下浅間樋管上流側)	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	4.82	B	1	FRP	1	1	1	小便器1 男女共用(洋)1	汲取
10	篠崎緑地 (環一10)	篠崎緑地⑩	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	4.82	B	1	FRP	2	2	1	小便器2 男女共用(和)1・(洋)1	汲取
11	篠崎緑地 (環一13身障者)	篠崎ポニーランド横	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	4.87	B	1	鉄骨	1	0	1	男女共用(洋)1	汲取
12	篠崎緑地 (環一12A)	篠崎ポニーランド横	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	2.91	A	1	鉄骨	2	0	2	男女共用(洋)1・女子(洋)1	汲取
13	篠崎緑地 (環一12B)	篠崎ポニーランド横	4～10月は月水木土 11月～3月は月水金	2.91	A	1	鉄骨	0	2	2	小便器2	汲取
14	旧江戸川広場 (旧江戸川河川敷内)	江戸川1-37地先 江戸川小学校前	月・金	0.95	A	1	ポリエチレン	1	0	0	男女共用(洋)1	汲取

(別紙6)荒川・江戸川河川敷緑地草刈

緑地番号	草刈面積 m ²	年間草刈回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計面積m ²	備考
荒川	58,147														814,058	
上流自由広場	2,106	14	2	2	2	2	2	2	2						29,484	
芝生広場	30,759	14	2	2	2	2	2	2	2						430,626	
多目的施設	19,794	14	2	2	2	2	2	2	2						277,116	
下流芝生広場	5,488	14	2	2	2	2	2	2	2						76,832	
江戸川	279,178														2,564,968	
緑地1	42,738	9	1	1	2	2	1	1	1						384,642	
緑地2	39,222	14	2	2	2	2	2	2	2						549,108	
緑地3	12,296	9	1	1	2	2	1	1	1						110,664	
緑地4	18,900	14	2	2	2	2	2	2	2						264,600	
緑地6	12,906	7	1	1	1	1	1	1	1						90,342	
緑地7	13,400	14	2	2	2	2	2	2	2						187,600	
緑地8	74,196	7	1	1	1	1	1	1	1						519,372	
緑地9	13,603	7	1	1	1	1	1	1	1						95,221	
緑地10	51,917	7	1	1	1	1	1	1	1						363,419	

(別紙7)江戸川緊急河川敷道路脇(緑地側)草刈

緑地番号	草刈面積 m ²	年間草刈回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計面積m ²
江戸川	3,625														33,776
緑地1	419	9	1	1	2	2	1	1	1						3,771
緑地2	496	14	2	2	2	2	2	2	2						6,944
緑地3	201	9	1	1	2	2	1	1	1						1,809
緑地4	322	14	2	2	2	2	2	2	2						4,508
緑地6	216	7	1	1	1	1	1	1	1						1,512
緑地7	41	14	2	2	2	2	2	2	2						574
緑地7	164	14	2	2	2	2	2	2	2						2,296
緑地8	331	7	1	1	1	1	1	1	1						2,317
緑地9	213	7	1	1	1	1	1	1	1						1,491
緑地10	213	7	1	1	1	1	1	1	1						1,491
緑地10	443	7	1	1	1	1	1	1	1						3,101
その他	566	7	1	1	1	1	1	1	1						3,962

肩掛 2,696
トラクター 929

肩掛 23,871
トラクター 9,905

※その他は樋管部分、篠崎駐車場。

江戸川区河川敷施設維持管理における廃棄物等の取扱いについて

一般廃棄物（し尿含む））及び産業廃棄物（以下「廃棄物等」という。）の処分に関して、次のとおり定める。

（排出事業者責任）

第1条 本作業の履行に伴い発生または回収した廃棄物等について、事業者を排出事業者とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令を遵守し、事業者の責任において適正に処理すること。

（処理体制の明示）

第2条 廃棄物等の処理にあたり、その種類ごとに許可を有する収集運搬業者及び処分業者を選定し、その商号、許可内容、処理フロー等を記載した業務実施体制図を作成し、事業計画書に添付すること。

（直接契約の義務）

第3条 前項の収集運搬業者及び処分業者は、原則として事業者と直接委託契約を締結する者（一次下請負人）とし、再委託（二次下請け）による処理は認めない。

（管理及び報告）

第4条 廃棄物等の収集運搬及び処分について、マニフェスト（産業廃棄物管理票）またはそれに準ずる廃棄物管理伝票を用いて種類ごとに適正に管理し、最終処分まで完了したことを確認すること。また、区からの提出の求めがあった場合は、速やかに当該伝票の写しを区に提出すること。

小岩菖蒲園まつり 会場看板設置位置図



- 臨時駐輪場看板 2基
- 小岩菖蒲園入口看板 2基

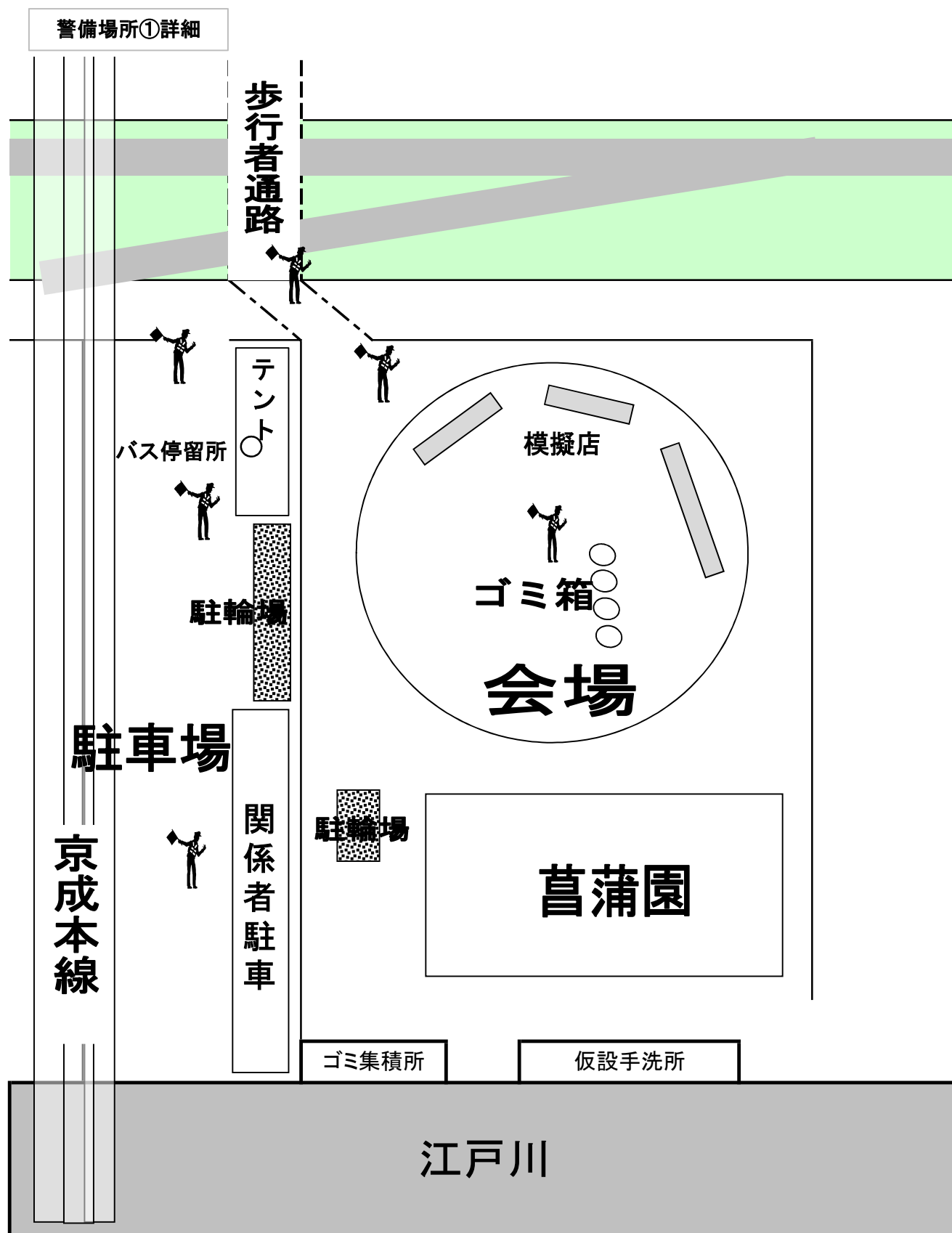
小岩菖蒲園まつり会場等警備 ； 警備区域図(全体)



番号	警備場所	人数目安
①	小岩菖蒲園脇駐車場(ゴミ収集、来場者数カウントを含む)	6名程度
②	東京方面より市川橋進入経路(満車看板担当)	1名程度
③	千葉方面より市川橋進入経路(満車看板担当)	1名程度
④	JR総武線陸橋下	1名程度

小岩菖蒲園まつり会場等警備

会場付近レイアウト図



詳細

書式

小岩菖蒲園まつり会場等警備 報告書

月 日 曜日 天候 報告者

開花状況

時間	人数	
9:00		人
10:00		人
11:00		人
12:00		人
13:00		人
14:00		人
15:00		人
16:00		人

小岩菖蒲園まつりテント設置

